

水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し及び米価下落に対する意見書

当市の1次産業は、水田と畜産を主とした農業構造であり、その中の約57%を畜産生産額が占めている、中山間地という環境の中にあつて、耕畜連携による経営は農業基盤の根幹を成してきた。国が進めてきた減反政策に基づき、転作牧草への転換を積極的に取り組んできたことにより、転作物の50%以上を牧草が占めるまでとなっている。

このような農家の協力的な姿勢の下に確立されてきた農業構造に対し、令和4年度から推し進めようとしている「水田活用の直接支払交付金」の拡充・見直しは、将来の持続的農業経営の確立を大きく脅かすものである。

転作牧草(多年生牧草)に対する戦略作物助成の大幅減額、令和4年度から5年間に一度の水張りが要件となり、水張りが行われなかった場合に交付対象から除外される方針は、農業生産現場の実情を無視した一方的な政策と捉えざるを得ない。このことにより、経営困難や耕作放棄地が増加することは明らかであり、「永遠の日本のふるさと遠野」の景観保全、原風景保護、関連産業等、農業を基幹とする当市の地域経済への影響は甚大である。

また、当市の個人経営体の基幹的農業従事者は1,942人、高齢化率が40%を超えており、持続可能な農業の確立が大きな課題となっているところに、令和3年産米の米価下落により農業経営は極めて厳しい深刻な状況下にあるにもかかわらず、この度の制度見直しは誠に理不尽であり、断固受け入れできない。

については、次のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により意見書を提出する。

- 1 水田活用の直接支払交付金の拡充・見直しを撤回すること。
- 2 米価下落対策の救済措置を確立すること。

令和4年2月22日

岩手県遠野市議会議長 浅沼 幸雄

衆議院議長 細田博之様

参議院議長 山東昭子様

内閣総理大臣 岸田文雄様

財務大臣 鈴木俊一様

農林水産大臣 金子原二郎様